

2 福保医人第 2 3 2 1 号
令和 2 年 1 1 月 1 6 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

矢 沢 知 子

(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について (通知)

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成 2 7 年 3 月 1 7 日付け医政発 0 3 1 7 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「厚生労働省医政局長通知」という。)により特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等が示されているところです。今般、第 2 5 回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論の結果、領域別パッケージ研修に新たに集中治療領域を追加することとなりました。

これを受け、厚生労働省医政局長通知について「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について (令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け医政発 1 0 3 0 第 4 号)」のとおり改正され、令和 2 年 1 0 月 3 0 日から施行されました。

つきましては、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

また、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には東京都から別途通知しておりますので申し添えます。

なお、下記厚生労働省のホームページに改正後の通知全文が公表されていますので、御参照ください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194491_00008.html

【担 当】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課

看護担当 谷本・齋藤

電話：0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 4 4